

将来、お子さんを希望される がん等の患者さんへ

**がん等の治療によって、将来子どもをもつことが
困難になる可能性があります。**

近年の医療の進歩によって、多くのがん患者さんが病気を克服できるようになっています。

一方で、がん等の治療により、妊娠する力(妊よう性)や子どもをつくる機能(生殖機能)が、低下したり失われることがあります。すなわち、男性では精巣で精子を作る機能の低下、女性では卵巣内の卵子の数の消失により、ご自身で子どもをもつことが難しくなるケースがあります。

そこで最近、がん等の治療の後に子どもをもつ可能性を残すため、がん等の治療を始める前に精子・卵子・受精胚などを保存しておく治療(生殖機能温存治療)が行われています。

まずは、担当の先生やスタッフにご相談ください。

福井県がん・生殖医療ネットワーク

福井県では、高度ながん医療を提供する5つのがん診療連携拠点病院が連携して、がん患者さんの子どもをもつ可能性を残したい思いをサポートしています！ぜひご相談ください。

- ・ 福井県立病院
- ・ 福井大学医学部附属病院◎
- ・ 福井県済生会病院
- ・ 福井赤十字病院
- ・ 国立病院機構敦賀医療センター

※◎…生殖機能温存治療実施医療機関



- がん等の治療を優先するため、生殖機能温存治療の適応にならない患者さんもいます。
- 生殖機能温存治療は、がん等治療後の妊娠・出産を保証するものではありません。
- がん等の治療を開始する前に主治医から説明を受け、患者さん(家族)がよく納得したうえで生殖機能温存治療を行ってください。

がん治療による 生殖機能への影響



○放射線治療

放射線の量や部位によりますが、精巣や卵巣の機能、脳からのホルモン分泌にダメージを与えます。

○薬物療法 (抗がん剤治療など)

くすりの種類や量によりますが、精巣や卵巣の機能にダメージを与えます。

○手術療法

男性の精巣、女性の子宮や卵巣を切除すると、不妊になります。

男性の生殖機能温存治療

がん等の治療の前に、精子を凍結しておく精子凍結保存が一般的です。精子を射精できない場合は、精巣から精子を採取する試みもあります。

女性の生殖機能温存治療

がん等の治療の前に、卵子や受精胚、卵巣組織を凍結保存しておく方法があります。

生殖機能温存治療に係る費用

治療はすべて自費診療で、治療内容により異なります。治療費の一部を助成していますので、ご利用ください。

対象になる方 次のすべてに該当する方

- (1) 申請時点において、福井県内に住所を有している方
- (2) 対象となる治療の凍結保存時の年齢が43歳未満の方
- (3) 対象疾患*の治療を必要とする方
- (4) 福井県が指定する生殖機能温存治療実施医療機関で生殖機能温存治療をうけた方
- (5) 「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」の参加に同意される方

※ (対象疾患)

- (1) 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」(日本癌治療学会)の妊孕性低下リスク分類の治療のうち、高・中間・低リスクの治療
- (2) 長期間の治療により卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患:乳がん(ホルモン療法)等
- (3) 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患(再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群(ファンコニ貧血等)、先天代謝異常症等)
- (4) アルキル化剤が投与される非がん疾患(全身性エリテマトーデス、多発性筋炎・皮膚筋炎等)

対象になる治療と助成上限額



治療内容	助成上限額 (1回あたり)
胚(受精卵)凍結	35万円
未受精卵子凍結	20万円
卵巣組織凍結及び再移植	40万円
精子凍結	2万5千円
精巣内精子採取による精子凍結	35万円

<注意事項>

- 助成対象となる費用は、生殖機能温存治療および初回の凍結保存に要した医療保険適用外の費用。(入院費や食費、治療に直接関係のない費用および凍結保存の維持に係る費用は対象外)
- 助成回数は、対象者一人に対して通算2回まで。
- 他の都道府県で助成を受けた場合も通算回数に含める。
- 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づく助成を受けている場合は、本事業の対象外とする。